



移動スーパー運行スケジュール



今後は下記のスケジュールでの運行となりますので、ご確認の上ご利用ください。

- ・平日は毎日（月～金）運行します。（祝日も通常通りの運行となります。正月三が日は休業となる予定です。）
- ・取扱品目は650アイテム（魚類・精肉、地場農産物、お惣菜、食品類、日用雑貨類等）、カスミ店頭と同じ品質、同じ価格で商品が手に入ります。

※天候や道路状況により到着時間が遅れる場合や、荒天時には予告なしに販売を中止することがあります。

■月曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:15～	羽根野集会所
10:40～	羽根野台第一公園
11:10～	早尾台緑地広場
11:40～	豊島典夫様宅前
13:55～	南野原集会所
14:20～	地域ふれあいセンター
14:45～	福木沖集会所
15:10～	羽中集会所

■水曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:20～	立崎信号南側町道入り口付近
10:45～	下中谷防火水槽脇・リサイクル集積所
11:10～	農協文間倉庫前駐車場
11:35～	奥山集会所
13:45～	フレッシュタウン自治会館前駐車場
14:10～	内宿集会所
14:35～	八幡台集会所
15:00～	布川台集会所駐車場
15:30～	カットサロンアイダ駐車場（～11/15まで）

■金曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:20～	加納新田上坪集会所前
10:45～	加納新田中坪集会所
11:15～	惣新田集会所
11:40～	大房集会所
12:15～	押戸集会所
14:30～	土手下 木村様宅前
15:00～	自転車公園（第一公園）
15:30～	ぞうさん公園（第二公園）

■火曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:20～	加納新田上坪集会所前
10:45～	加納新田中坪集会所
11:15～	惣新田集会所
11:40～	大房集会所
12:15～	押戸集会所
14:30～	土手下 木村様宅前
15:00～	自転車公園（第一公園）
15:30～	ぞうさん公園（第二公園）

■木曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:20～	利根町文化センター駐車場
10:45～	早尾天神社（天満宮）
11:10～	早尾台中央公園
11:35～	レストラン ドルチェ（駐車場）
12:05～	利根町役場
14:20～	運動の公園
14:45～	風の公園
15:10～	柳田國男記念公苑駐車場
15:35～	白鷺の街第二公園

当日の運行状況は
【公式 X (旧 Twitter) @tonefukunosuke】
でチェックできます！ 二次元コード→



買い物の際は
買い物袋を
ご持参ください。

▶問い合わせ先

福祉課 高齢介護係 ☎ 68-2211（内線123）
▶移動販売車の運行に関する問い合わせ（販売事業者）
株式会社カスミ ☎ 0297-79-5071

要介護認定を受けている方の

所得税・住民税申告の障害者控除について

要介護認定を受けている方で、利根町障害者控除対象者の認定基準に該当する方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、所得税・住民税申告の際、障害者控除対象者として所得から一定の控除を受けることができます。

なお、昨年「障害者控除対象者認定書」を交付されている方で、要介護度に変更のない方については、昨年交付された認定書の有効期限内であれば、そのまま使用するすることができます。

- 申請対象者（下記の利根町障害者控除対象者認定基準をご参照ください）
 - ①令和5年1月1日以降、新たに要介護1以上の要介護認定を受けた方
 - ②昨年「障害者控除対象者認定書」を交付された後の要介護認定において介護度に変更のあった方

●申請手続き

役場福祉課にある申請書に記入して提出してください。（家族代理申請可）

●認定書の交付について

後日申請者へ郵送します。

※「障害者手帳」の交付を受けている方は「障害者手帳」を提示することで障害者控除を受けることができますので申請の必要はありません。

●利根町障害者控除対象者認定基準

障害者に準ずる者に該当

- ①要介護1および2の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度Bランク以上または認定資料にて認知症自立度Ⅱランク以上の方
- ②要介護3の方で特別障害者の区分に該当しない方

特別障害者に準ずる者に該当

- ①要介護3の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度Bランク以上または認知症自立度Ⅲランク以上の方
- ②要介護4および5の方
- ③①、②の規定に関わらずおおむね6カ月以上臥床し、食事および排泄つなどの日常生活に支障のある寝たきり高齢者（当該事項が記載された主治医の証明が必要です）

おむつ代の医療費控除について

おむつ代について「医療費控除」を受ける場合、医療機関の発行する『おむつ使用証明書』と『おむつ代の領収書』が必要です。

要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、町で発行する『主治医意見書の内容を確認した書類』にて『おむつ使用証明書』の代用とすることができます。申請してください。

●対象となる方

・医療費控除を初めて受ける方
寝たきり状態で、なおかつ医療上おむつの使用が必要であると医療機関が認めた場合。

↓「おむつ使用証明書」の交付が必要

《要介護認定を受け医療費控除2年目以降》

左記（○）の主治医意見書の内容を確認した書類の交付については町への申請が必要
↓書類の交付については町への申請が必要

※要介護認定を受けていない方は、医療機関の発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。

●申請手続き

役場福祉課にある申請書に記入して提出してください。（家族代理申請可）

○主治医意見書の内容を確認した書類の交付要件

直近の要介護認定において主治医が作成した書類（主治医意見書）の記載内容のうち、障害自立度Bランク以上に該当し、尿失禁の可能性が「あり」と記載されている場合のみ交付対象となります。

※主治医意見書にて前述の確認ができない場合には、町では当該書類を交付できませんので、医療機関より「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。

●書類の交付について

後日申請者へ郵送します。

こんなときは必ず連絡・届出をお願いします（税務課から）

●建物の新築・増築、または取り壊しをしたとき

建物の新築・増築、または取り壊しを行い、税務課資産税係の調査を受けていない建物がある場合には、面積の大小にかかわらず必ずご連絡をお願いします。

また、年末年始にかけて完成・取り壊しが見込まれる場合にもお知らせください。※連絡や届出がない場合、既に取り壊した建物でも課税されてしまうため、忘れずに届出をしてください。

●固定資産の所有者が亡くなったとき

相続人の方から代表者（亡くなられた方に代わり、新たに納税される方）を決めていただき「納税義務者変更届出書」を提出していただきます。この届出書により、法務局での相続登記が完了するまでの間、代表者の方へ納税通知書を送付いたします。

なお、法務局での登記がない未登記家屋の場合には「未登記家屋所有者変更届」の手続きが必要です。

●自宅に隣接する土地を購入または借用し宅地として一体利用しているとき

一画地として住宅用地の特例措置が受けられる場合がありますので、お知らせください。固定資産税とは…

毎年1月1日（賦課期日）に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して固定資産といいますが）を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

▶問い合わせ先 税務課 資産税係

☎ 68-2211（内線206・207・208）